

## 同志社大学「次世代研究者」プロフィール

2021年10月現在

基本情報					
フリガナ氏名	カジ	ユキ	悠輝	生年	1990年
氏名(英字)	KAJI	Yuki	メールアドレス	ykaji(a)mail.doshisha.ac.jp	
学歴	2010年4月 同志社大学法学部法律学科～2014年3月卒業 2014年4月 同志社大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程(前期課程)～2016年3月修了 2016年4月 同志社大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程(後期課程)～2019年3月修了				
職歴	2016年4月 大阪子ども専門学校非常勤講師～2017年3月 2016年4月 豊岡短期大学通信教育学部非常勤講師～2018年3月 2021年4月 -現在 同志社大学研究開発推進機構特別任用助手(有期研究員) 2021年4月 -現在 同志社大学刑事司法研究センター兼任研究員				
指導教員	河村 博 教授	取得学位	博士(法学)	専修外国語・読解可能な外国語	英語
研究活動					
研究分野	刑事訴訟法				
科研費分類による研究分野	人文・社会/刑事法学/				
研究テーマ	刑事手続における自己負罪拒否特権				
研究概要	<p>日本国憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として、自己負罪拒否特権を保障している。また、刑事訴訟法は、この特権をより実効性のあるものにするために、被疑者・被告人に対して黙秘権を保障している。そのため、被疑者・被告人は、刑事手続において終始一貫して沈黙することが許される。</p> <p>もっとも、日本では、被疑者・被告人が実際に黙秘した場合に、その態度を刑事手続で同人に不利益に扱うこと(黙秘からの不利益推認)が許されるのかどうか、またその根拠を巡っては、今だ見解の一致を見ない。その一方で、英米では、判例や立法を通じて黙秘からの不利益推認が一部解禁されるに至っている。</p> <p>個人の尊厳に根差した被疑者・被告人の基本的人権である黙秘権・自己負罪拒否権の重要性に照らして、黙秘からの不利益推認を許容することは許されるのかどうか。以上の問題意識のもと、本研究では、黙秘権や自己負罪拒否特権の本質に立ち返り、刑事手続の各段階(手続上の判断/事実認定/量刑判断)において被疑者・被告人の黙秘がどのように扱われるべきかの解明を試みる。</p>				
研究業績	詳細は「researchmap」を参照。 <a href="https://researchmap.jp/yuki-kaji">https://researchmap.jp/yuki-kaji</a>				
所属学会	日本刑法学会/日本被害者学会				
キャリア関連					
志望進路	大学研究者・教員				
進路					
自己PR	<p>まず、研究者としては、つきなみですが、膨大な研究で示された多様な見解に目配りし、ある問題を巡る賛否両論をフラットに整理把握したうえで、自らの見解を導き出す姿勢を徹底することを常に心がけています。そして、専門分野に関する知識の習得と深い考察に加え、それにとどまらない広い視野・教養の獲得に努めています。</p> <p>教員としては、一方的に話すのではなく、学生に考えてもらい、あるいは学生と一緒に考える時間を設け、主体的な学びを促す講義を提供するように心がけています。具体的には、受講者のコメントをリアルタイムで画面共有できるアプリなどのコミュニケーションツールを用いて、大講義では難しい、ときに激論を伴う講義を多い時には500人規模で実践しています。</p>				
取得資格等					

※メールアドレスの(a)は@を表しています